平成２１年（フ）第４５４号
岡山県倉敷市老松町１丁目１番37号
債務者　永山　昌輝
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７号
岡山県倉敷市西中新田395番地７
債務者　平川　邦昭
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
山口県宇部市東梶返１丁目16番12号
債務者　坂田　利信
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第６０１号
香川県高松市花ノ宮町１丁目11番５号
債務者　氏部　直一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６０２号
香川県高松市花ノ宮町１丁目11番５号
債務者　氏部喜美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６０３号
香川県高松市花ノ宮町１丁目11番５号
債務者　氏部　義美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２号
香川県高松市香川町浅野3591番地18
債務者　冨江　浩一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８２号
香川県観音寺市坂本町５丁目16番31号
債務者　山迫多江子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第７２号
熊本県熊本市尾ノ上３丁目13―50　ランドスケープ尾ノ上203号室
債務者　上田　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１８６号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目15番地５
債務者　伊坪　光一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８７号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目15番地５
債務者　伊坪　俊子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第３３４０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘Ｔ―11棟303号
債務者　山﨑　哲朗
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１７号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟213号
債務者　室　　春樹
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５３号
愛知県津島市金町18番地１　天王通パークホームズ1001号
債務者　神野ます江
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７３１号
名古屋市北区喜惣治２丁目78番地の２
債務者　清永　正明
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０号
大分県別府市大字鶴見3848番地の９
債務者　乾　　加奈
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
大分市中島中央３丁目２番45号　公社住宅Ｋ20―503
債務者　山崎美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８４号
沖縄県那覇市小禄１丁目20－９　大進マンション303号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅1109
債務者　比嘉　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部